

抗がん剤の新薬による、世界で日本だけの薬害事件

# 薬害イレッサ訴訟

## 厚労省に責任があることは明らか

2月25日、大阪地裁での判決は、添付文書の記載が不十分であったことなど、製造物責任法上の「指示・警告上の欠陥」があったことを指摘しました。つまりアストラゼネカのマーケティング戦略によって「夢の新薬」という大宣伝がなされる一方で、副作用情報を正確に伝えていなかったことが断罪されたのです。

### 国の主張は認められていない

国は法廷で、間質性肺炎についての添付文書の記載は「重大な副作用」欄の4番目で十分、致死性の記載は不要と主張してきました。

しかし判決は、致死的であることを「警告」欄に記載すべきであって、添付文書の記載は不十分であると判断しています。

つまり国の主張は否定されたのです。

今回は紙一重で法的責任は免れましたが、「違法でなければよい」ではこれからも薬害は防げません。

また判決は、国の行政指導が「必ずしも万全な規制権限の行使であったとは言いがたい。」としており、今後の薬事行政が「万全」な対応をとれるのか、その姿勢が問われています。

## 菅総理は決断を！

かつて薬害エイズで政治家としての評価を高めた菅総理が、同じ薬害の問題でその解決に背を向けることは、あってはなりません。

いま国がやるべきことは、半年で180人、2年半で557人という死亡被害を出した薬害イレッサの反省にたって、原因究明と再発防止措置を真剣に検討することです。そのためには、被害者との話し合いが不可欠です。わたしたちは、すみやかに全面解決にむけた話し合いのテーブルに着くことを求めます。菅総理は決断して下さい！！！！

---

東京判決は3月23日午後3時東京地裁101号法廷にて

【連絡先】薬害イレッサ東京支援連絡会

東京都新宿区新宿2-1-3 三ツ丁-新御苑 10階

TEL03-3352-3663 担当 土田

<http://yakugairessa.yu-yake.com/index.html>

(2011.3.9作成)



# 厚労省による下書き問題——政府は徹底した調査を！

2月23日、薬害イレッサ問題の解決をめざす民主党の会（議連）の会合のなかで、厚労省の役人が、日本医学会をはじめとする各学会に対して、裁判所の和解勧告・所見への批判的声明を出すよう案文を送るなど働きかけていたことがわかりました。

国の和解拒否の直前、諸団体が和解勧告を批判する声明を同じ日に発表し、新聞各紙が報道しています。これを受けて政府も和解拒否するというシナリオがあったのです。

厚労省が批判をうけないために、和解反対の世論形成まで画策していたとは、驚くべきことです。

政府は調査チームをつくりましたが、こういった範囲で、どのようなはたらきかけをしていたのか、利害関係にとらわれないメンバーでの徹底した調査が必要です。

(毎日新聞2月24日付朝刊より)

## シュプレヒコール イレッサバージョン

- 断ち切ろう 薬害の連鎖を
- つなげよう 命のきずなを
- つなげよう 薬害被害者の思いを
- 考えてください がん患者の命の重さを
- 考えてください 残された時間の大切さを
- 学んでください イレッサの教訓を
- 薬害はもう嫌だ

2011年(平成23年)2月24日(木)

イレッサ訴訟

### 国が声明文案提供

#### 医学会に「和解勧告を懸念」

厚生労働省は、日本医学会に「和解勧告の文案を提示し、その内容を確認するよう働きかけた」と明らかにした。この文案には、裁判所の和解勧告に対する「懸念」が示されていた。厚労省は、この文案を提示したことで、医学会が和解勧告の内容を確認し、その内容に懸念を抱く可能性があるとしている。また、厚労省は、この文案を提示したことで、医学会が和解勧告の内容を確認し、その内容に懸念を抱く可能性があるとしている。また、厚労省は、この文案を提示したことで、医学会が和解勧告の内容を確認し、その内容に懸念を抱く可能性があるとしている。

#### 取り調べ批判回避狙う

可視化風行案「全面論と隔たり」

「安全対策推進委員会」が、厚生労働省に「和解勧告の文案を提示し、その内容を確認するよう働きかけた」と明らかにした。この文案には、裁判所の和解勧告に対する「懸念」が示されていた。厚労省は、この文案を提示したことで、医学会が和解勧告の内容を確認し、その内容に懸念を抱く可能性があるとしている。また、厚労省は、この文案を提示したことで、医学会が和解勧告の内容を確認し、その内容に懸念を抱く可能性があるとしている。また、厚労省は、この文案を提示したことで、医学会が和解勧告の内容を確認し、その内容に懸念を抱く可能性があるとしている。

「和解勧告の文案を提示し、その内容を確認するよう働きかけた」と明らかにした。この文案には、裁判所の和解勧告に対する「懸念」が示されていた。厚労省は、この文案を提示したことで、医学会が和解勧告の内容を確認し、その内容に懸念を抱く可能性があるとしている。また、厚労省は、この文案を提示したことで、医学会が和解勧告の内容を確認し、その内容に懸念を抱く可能性があるとしている。また、厚労省は、この文案を提示したことで、医学会が和解勧告の内容を確認し、その内容に懸念を抱く可能性があるとしている。